

今渡発電所建設工事に関わる地域の動向 内務省に出された歎願書を中心に

可 児 光 生

日本有数の河川・木曾川水系では明治末から電力開発が始まり、現在までに数多くのダムが建設されている。昭和十四年（一九三九）に築かれた今渡発電所（今渡ダム）（美濃加茂市・可児市）は、今では地域住民にとって違和感なくふだんの生活や景色に溶け込んでいる。そんな存在を、一つの地域資源としてとらえ、多方面から見つめ直す機会として美濃加茂市民ミュージアムでは「ダム展 木曾川・飛騨川」を開催した（2018.7.14～8.26）。『飛騨川水力開発史』（昭和十四年刊）（注↓）では、今渡発電所の概要を次のように記している。

○流域面積 四六三・二九平方軒

○水路形式 堰堤式

○水利使用申請 昭和八年五月三十日

○水利使用許可 昭和十年四月二十六日

実施認可 昭和十一年十一月九日

○着工 昭和十一年六月一日

竣工 昭和十四年三月二十七日

○取水方式

本水利地帯は第二遍沿革に記述せる如く木曾、飛騨両川のの上流にある各発電所より調整放流されたる水を自然流量に還元調整する重大なる使命を有する本邦有数の特殊水力発電所にして、両川合流點の直下流に高さ二二米、頂長三〇八米の堰堤を築き、之により六七七萬立方メートルの湛水をなし、此の水を合理的に使用流下して逆調

整の實を擧ぐるものなり。（下略）

○堰堤位置 左岸 岐阜縣可児郡今渡町大字今渡字西野

右岸 岐阜縣加茂郡古井町大字下古井字赤池飛地

○堰堤水位標高七〇・五米 頂長三〇八・〇米

本體工事は間組が請け負い、電気工作物は日立製作所が製作した。現在は関西電力(株)によって、左岸に今渡発電所、右岸に美濃川合発電所が稼働している。

ここでは、展覧会で展示した国立六文書館所蔵資料と美濃加茂市民ミュージアム所蔵の旧古井町役場文書をもとに、建設工事に関わる一連の経緯とともに、地域の動向を紹介したい。

木曾の水力開発と大井発電所

日本に初めて電灯がついたのは、明治十一年（一八七八）。以後各地で電力開発が始まる。木曾川水系は水力発電の適地として注目されていたが、明治半ばに設立された名古屋電燈株式会社の社長に福沢桃介（一八六八～一九三八）が大正三年（一九一四）に就任する頃から大きな展開をみせていく。その背景には、ちょうどその年の第一次世界大戦の開始とそれに伴う電力需要の急増があった。電力会社は大正から昭和にかけ、合併や吸収を繰り返して複雑な変遷をたどるが、木曾電気興業などを母体にして福沢桃介が設立した大同電力（大正十年）は、木曾川の水利権を持つて関西方面を中心に電力を送り、一方飛騨川筋は東邦電力が開発を進め、中部地方に電力を供給することとなった。現在の関西電力と中部電力の前身である。

桃介は、大正八年（一九一九）、賤母（しずも）発電所を皮切りに、大桑、須原、桃山、読書など積極的に建設を進める。その頃の発電所は、上流で取り入れた水を管で下流へ導き、その落差を利用する「水路式」であった。電力開発にあたっては木曾の人々との間で様々な紛争を生むことになっ

た。その一番の対立点は、発電所建設によって伝統的な木材流送ができなくなる木材の問題であった。地元は島崎藤村の兄・島崎廣助を代表として桃介らと交渉を進めた。生活基盤を揺るがす木材のほか、生息する魚の保護、名勝地「寢覚の床」など木曾の自然景観・風致の保全も議論となった。日本の近代化における「産業国日本」と「風致国日本」の衝突とも言えるものである。

大正十三（一九二四）、それまでの水路式ではなく、大河川をせき止める日本初の本格的なダム式発電所として大井発電所が造られた。度重なる洪水や大正十二年におきた関東大震災の影響によって資金不足となるなどその建設は困難を極めたが、計画から六年後、桃介の強力な指導力によって完成、当時の世界的大事業の一つにも挙げられた。それまでの発電所に比べ格段に規模が大きいのだったが、同時に川の環境を大きく変えることにもなった。福沢桃介は、福沢諭吉の娘婿で、明治から昭和の初めにかけて活躍した日本を代表する実業家。川上貞奴をパートナーに木曾の電力開発を推し進め、「電力王」とも呼ばれた。

上流と下流の水利権の対立

大井発電所とその後には造られた落合発電所（昭和元年、現中津川市）や飛騨川水系に大正末から昭和初めに築造されたダム式発電所は、木曾川下流域に大きな影響を与えることとなった。下流には、濃尾平野の灌漑用水としての宮田用水、木津用水、羽島用水などの取水口があり、その付近では減水や水量が安定しないなど支障が出るようになった。利水をめぐって発電側と農業側に深刻な対立が生まれた。

そのため、以前のように下流への流量を一定に保つ機能（逆調整）を持つ新たな発電所（ダム）の建設を、木曾川水系と飛騨川水系に水利権を持つ大同電力と東邦電力がそれぞれに計画した。大同電力が進めていた今渡第

二発電所（可児郡今渡町）と東邦電力により加茂郡古井町・下古井箱井に計画した森山第二発電所（昭和三年二月水利利用申請、昭和五年許可）である。国、県の意向や調整もあり、この両計画を合体させ、飛騨木曾両河川合流点の下流に発電所を建設することとなった。それが今渡発電所である。木曾川の上流と下流の水利権をめぐる対立を解消するための施策であった。

昭和八年五月、今渡発電所建設のために大同電力と東邦電力はそれぞれが資本金を折半で出資し「愛岐水力株式会社」を設立することで合意（設立総会は昭和十年七月）、五月三十日、両社は連名の発起人によって木曾川水利申請を岐阜県に対して提出した。

古井町役場の対応

美濃加茂市の公文書資料（「旧古井町役場資料」美濃加茂市民ミュージアム所蔵・別表1）から、建設地の古井町の動向を知ることができる。

繭の生産高が県内三四〇カ町村中第五位というほど養蚕が盛んであった古井町であったが、恐慌によって繭の価格が急落するなど人々の生活は苦境に立たされ町内は大きく疲弊、町財政も悪化していた（注2）。

一方、町制が施行された大正十三年以降昭和に入ってから、農村への商品経済の浸透によって古井地区・森山では商店が増え、商店街が形成されていた。また、この森山地区は小山観音や青柳橋などの景勝地を生かした観光スポットとして脚光をあびるようになってきていた（注3）。「日本奥ライン」など秘境イメージの名称が付けられ、「古井遊船」が設立されるなど遊船事業も始まるなど川を利用した観光事業の機運が高まっていた（注4）。

愛岐水力株式会社は、昭和八年五月の水利使用申請にあわせ、建設地の古井町との交渉を始める。古井町では、当時の深刻な不況を打開する工事として全面的歓迎の意向を表し、一方で建設によって生じる補償問題など要望も多く提出した。別表一のうち一部を紹介する。

○「発電所工事を支援するための促進実行委員選任の議案」(別表1 H18455-1)

◇昭和九年(一九三四年)十一月十七日/古井町

古井町では農村救済のため、水力発電工事をを行う愛岐水力に利便を図り工事が早く行われるよう、促進及び実行委員を選び、陳情書を提出するなど全面的に支援運動をすることとした。委員は渡辺伸吉、渡辺茂三郎、若宮松太郎、渡辺小平、渡辺金七、日比野半太郎の六名であった。

○「発電工事を支援するための陳情書(案)」(別表1 H18455-2)

◇昭和九年(一九三四年)十一月十七日/古井町

愛岐水力の発電工事に對して、町を挙げて極力援助することを示し、早急着工などを要望する陳情書である。古井町長が東邦電力と大同電力の両社長に對して出した。当時は世界的な不況で古井町も経済的に停滞しており、発電工事はそれを回復させるものとして期待された。

○「愛岐水力発電所建設の用地 町有地売却の議案」(別表1 H18458-1)

◇昭和十年(一九三五年)二月二十六日/古井町

今渡発電所建設によって水没する古井町の町有地を売ることとした。

○「用地交渉の条件項目」(別表1 H18460-1)

◇昭和十年(一九三五年)十二年(一九三七年)/古井町

発電工事にあたって、提供する用地の価格や建物の補償などさまざまな項目を書き出し、会社と交渉する準備を始めた。古井町役場内の話し合いのため作成されたものと考えられる。

○「今渡発電所建設に對処する委員会の統合を確認する証書」(別表1 H18460-2)

◇昭和十一年(一九三六年)頃

今渡発電所建設に關しては、古井町以外の対岸・下米田村でも起工促進と用地交渉するための委員会があつたようである。それらの活動を一本化して処理を進めることを確認する書類。「愛岐水力今渡発電所起工促進聯合委員会」が新しく発足し、さまざまな交渉にあたることになつたと思われる。

国立公文書館所蔵資料からみる動き

一方、国立公文書館所蔵資料から、国や県の動きを中心に建設の手続きや経緯をおおまかに整理(別表2参照)すると次のようになる。許認可にあつて、会社の計画と利害関係者との困難な調整の一端がうかがえる。当時の今渡発電所に關しては、「請求番号 昭48建設 22700190/木曾川・愛岐水力・岐阜(今渡発電所発電用河川使用工事…)」など十二点ほどの綴りが所在し、そこには、通知文本体だけでなく、決裁文書(担当者が案を作り、組織の上司が順に承認し決定していくもの)も多くあり、文書が出されるまでの生々しい経過を知ることができる。

(1) 愛岐水力から木曾川「水利使用」の申請
[別表2 No.4]

(2) 関係機関からの意見や要望の聞き取り
[別表2 No.12ほか]

(3) 木曾川「水利使用」の許可
[別表2 No.30]

(4) 愛岐水力から「土木工事実施」の申請
[別表2 No.35]

(5) 計画に対して地元からの歎願と陳情 (昭和十一年一月〜九月)

〔別表2 No.38、No.41、No.50〕

(6) 「土木工事実施」の許可 (昭和十一年十一月)

〔別表2 No.56〕

(1) 「発電用木曾川河水使用今渡発電所許可申請書」(別表2 No.4)

◇昭和八年(一九三三)五月三十日

◇愛岐水力株式会社発起人総代 大同電力株式会社取締役社長 増田次郎から岐阜県知事 宮脇梅吉あて

(昭48建設 22700160 所収)

今渡発電所建設は、木曾川の河水を使用したいという愛岐水力のこの申請書から始まる。ここには、

第一、起業ノ概要①起業者ノ住所、職業及氏名 ②起業ノ目的

③供給区域 ④取水河川名並取水口及放水口ノ位置 ⑤使用水量

⑥有効落差 ⑦馬力数等 ⑧水ノ使用期間

第二、水路工事(略)

第三、取水河川ノ水量測定(略)

第四、起業ト治水其他公益事業トノ関係

①既設又ハ現ニ計画中ノ灌溉其他既許可水利事業ニ及ホス影響並ニ之ニ対スル施設ノ大要

②舟筏ノ通航、流木、漁業ニ及ホス影響並ニ之ニ関スル施設ノ大要

③名勝旧蹟等ニ及ホス影響並ニ之ニ関スル施設ノ大要

など計画の詳細が記されている。

(2) の① 「今渡発電所逆調整発電所建設に伴う意見書」(別表2

No.16)

◇昭和九年(一九三四)五月八日

◇愛知県知事 三邊長治から内務省 土木局長あて

(昭48建設 22700160 所収)

愛岐水力による今渡発電所の河川使用の申請に対して、愛知県や関係団体から提出された意見や要望事項を取りまとめ、回答したものである。

影響が特に大きい用水については「管内利害関係最モ重大ナル名古屋市及宮田、木津、佐屋川ノ各用水普通水利組合ヨリ…申越候…之等ノ意見ニ付何分ノ御高配相成度、…」と、国に対しての特別な配慮を求めている。

(2) の② 「今渡発電所(逆調整発電所)建設に伴う宮田用水組合としての意見書」(別表2 No.20)

◇昭和九年(一九三四)四月十日

◇宮田用水普通水利組合から愛知県土木部長あて

(昭48建設 22700160 所収)

愛岐水力による今渡発電所の河川使用の申請に対して、愛知県を通して宮田用水組合は意見を求められた。これまでの歴史をふまえ、灌溉水利を思う次のような強い要望が記されている。

「…大井ダムノ為ニ予想セラレザリシ影響ヲ受ケ三百年既得ノ権利ヲ侵害セラレ生活ノ安定ヲ脅カサレツツ四十万農民ヲ保護…組合ノ灌溉ニ支障ヲ與ヘサル度合ノ流量ヲ常ニ絶ヘス間斷ナク放流スルコト…」

(3) の① 「今渡発電所の水利使用認可の起案文書」(別表2 No.24)

◇昭和九年(一九三四)八月三十日

◇内務大臣から岐阜県知事あて

(昭48建設 22700160 所収)

岐阜県からの伺いをうけ、国(内務省)としての認可を岐阜県知事に対し

て出す起案文書である。

(3)の② 「今渡発電所の水利使用許可の報告」(別表2 No.29)

◇昭和十年(一九三五)四月二十六日

◇岐阜県知事坂間棟治から内務大臣後藤文夫あて

(昭48建設22700160所収)

今渡発電所の水利使用許可書を、岐阜県が申請者の愛岐水力に出したことを国に報告した文書である。

(3)の③ 「今渡発電所の水利使用の許可書」(別表2 No.30)

◇昭和十年(一九三五)四月二十六日

◇岐阜県知事坂間棟治から愛岐水力株式会社あて

(昭48建設22700160所収)

昭和八年五月三十日付けで、愛岐水力から出された今渡発電所の水利使用申請に対する許可書(控)である。この使用の許可を受け、次は工事実施の申請に移ることになる。

(3)の④ 「今渡発電所の水利使用許可に関する通達」(別表2 No.32)

◇昭和十年(一九三五)四月二十六日

◇岐阜県知事から愛岐水力株式会社あて

(昭48建設22700160所収)

「…既設発電所ノ水量調整作用ニ対シ逆調整ヲ為シ下流灌漑、水運等ノ水利ニ影響ナカラシムル緊要ノ事業ナルニ付速ニ工事ニ着手スル様御配慮相成度…」と記されている。上流のダムによって変動する放流量を常に均等に流す「逆調整」の機能を今渡発電所は持つため、指令後、早急に着手するよう求めていることがわかる。

(4) 「今渡発電所の土木工事実施の認可申請書」(別表2 No.35)

◇昭和十年(一九三五)十月二十二日

◇愛岐水力株式会社代表取締役社長松永安左工門から岐阜県知事坂千秋あて

(昭48建設22700190所収)

発電用水利使用の許可(昭和十年四月二十六日)が下りたため、実際に行う工事の認可を得るために出された申請書。申請を受けた岐阜県は国(内務省)に対して伺いを立て、協議を進めていく。

(5) 住民の歎願書と陳情書

前々頁で示したように、地元の加茂郡古井町では建設に対して町を挙げたの応援体制をとったが、一方で、それによって生業や暮らしに直接の影響を受ける住民からは、次のように工事に対しての切実な要望が国(内務省)に対して直接出された。

① 下米田村小山の住民から (昭和十二年一月)

② 加茂郡八百津町の筏業者から (昭和十二年五月)

③ 古井町と下米田村の住民から (昭和十二年九月)

国はこれらの要望を認識し、部分的に許可条件に反映していったようである。

(5)の①の1 「下米田村小山からの陳情書」(史料1 別表2 No.38)

◇昭和十一年(一九三六)一月二十日(消印二月十三日)

◇岐阜県加茂郡下米田村大字小山渡辺平三郎外百五十九名から内務省あて

(昭48建設22700190所収)

下米田村小山の住民の陳情書。発電所工事によって失業者が生まれるほか、生活への影響がとて大きく、次にあげる項目について配慮してほしいと訴えている。

①水没する道路のかさ上げと付け替えをすること

②護岸工事と防波堤を築くこと

③低地の橋を架けること

④岐阜県下十名所である小山観音が水没するため、橋を架け、合わせて周辺を整備すること

⑤肥料の原料としての川砂が採れる土地を提供すること

⑥転石や砂利の採取業者が失業するため救済すること

⑦浅瀬を使った漁業ができなくなるため救済すること

⑧遊船の船溜まりを設けること

⑨船乗業者の失業資金を与えること

(5)の①の2 「陳情書を受けて対応策を検討する文書」(別表2 No.36)

◇昭和十一年(一九三六)三月十二日

◇内務省土木局長から岐阜県知事あて

(昭48建設22700190所収)

陳情書を受けた内務省は、住民の損害は大きいと考え、岐阜県に対して補償や救済方法を考えるように指示した。この三ヶ月後、岐阜県は意見を提出している。

(5)の②の1 「岐阜縣加茂郡八百津町筏乗業者からの歎願書」(史料2 別表2 No.41)

◇昭和十一年(一九三六)五月十一日

◇岐阜縣加茂郡八百津町筏乗業者総代 小林善太郎 赤塚源藤 佐藤要助ほか三十一名から内務大臣潮恵之輔
(昭48建設22700190所収)

(5)の②の2 「歎願書を受けての回覧文書」(別表2 No.40)

◇昭和十一年(一九三六)五月二十五日

◇内務省内

(昭48建設22700190所収)

歎願書をうけて、内務省としては「処理意見 本件二付テハ両発電所ト毛流木漁業等二付テハ適當ノ設備ヲナスコトト相成居ルモ未タ工事実施ニ至ラス工事実施認可申請アリタル場合ニ於テ詮議スルコトト致度此儘供高覽候」と、進行中の工事実施認可申請の協議を待つことにした。

(5)の③の1 「古井町と下米田村百五十七名の歎願書」(史料3 別表2 No.50)

◇昭和十一年(一九三六)九月

◇古井町九十六名、下米田村小山六十一名計百五十七名から内務大臣

潮恵之輔あて

(昭48建設22700190所収)

舟乗業を営む人たちにとっては、発電所の堰堤が造られることは死活問題であった。転石や砂利の採取ができなくなること、名声をあげている日本ライン下りの旅客を失うこと、などを訴え、ダムの上下で船の通行ができるインクラインの設置や堰堤上の徒歩通行などを要求している。

(5)の③の2 「歎願書に対応する起案文書」(別表2 No.49)

◇昭和十一年(一九三六)九月二十二日

◇内務省河川課作成

(昭48建設22700190所収)

今渡発電所建設にあたり、古井町と下米田町の人たちが提出した歎願書の対応を内務省河川課で協議している文書。技術課での審査において参考にするように処理されたようである。

(6)「今渡発電所の工実施認可の起案文書」(別表2 No.53)

◇昭和十一年(一九三六)十月十九日

◇内務大臣から岐阜県知事あて

(昭48建設22700190所収)

岐阜県からの伺いをうけ、国(内務省)としての認可を岐阜県知事に出す起案文書である。ただ魚道と筏を流す方法については、これとは別に決めることとした。その詳細については、岐阜県知事のほか、愛知県知事と名古屋土木出張所長にも指令書を付けて指示しようとしている。

以上紹介したように、発電所の工事の裏側には、それによってそれまでの生活が失われる地域住民の強い反発と抗争があった。いわば、直訴という形で表わされた苦悩の文言を今生きる私たちは、もう一度噛み締めなければならぬ。

今渡発電所の工事は、昭和十四年三月に完成するが、その運用はすんなりとはいかなかった。ダムのでん堤操作の規程をめぐって、発電所側(「愛岐水力」は昭和十四年に国策会社である「日本発送電」に移行)と下流の用水組合との間で合意ができず、放流量は決まらなままであった。その決着を見たのは、昭和十七年(一九四二)五月。今渡ダム竣工から三年がたち、問題の根源である大井発電所の完成(大正十三年(一九二四)からは、十八年の長い期間がかかったことになる。

(注1) 発行 東邦電力株式会社、一九三九年

(注2) 『美濃加茂市史』通史編、一九八〇年、八四四ページ

(注3) 昭和初めの観光ガイドには「流れが静平で而も凄い程の碧味を帯びた深淵が漣波一つも見せない程静かに長く長く続いて…」(『木曾川探勝案内』昭和二年)と記されている。

(注4) 可児光生「風景の大衆化と「郷土」」(『大正から昭和初期の「日本ライン」をめぐって』

『岐阜史学』第一〇四号、岐阜史学会、二〇一五年

(かに みつお 美濃加茂市民ミュージアム館長)

発電所建設ニ因ル被害補償並ニ救済方之件陳情

今回愛岐水力株式会社ニ於テ木曾飛驒両川之合流点下流ニ発電所建設方出願シタル趣ニ候 当大字ハ右両川ニ内在シ土地面積狭ナルヲ以テ住民之大部分ハ之ヲ利用シテ船筏乗又ハ漁業ヲ專業トシ其他農家ト雖トモ両川之惠澤ニ依リ生活ノ一助ト致居候処該発電所完成之上ハ湛水地域トナリ失業者ヲ生スルノミナラズ一般住民ノ愛岐水力ノ為ニ受ル損害ハ勿論不便不安尠少なラズ区民一同之受ル打撃尠少なラザル次第ニ付キ事情御賢察ノ上御許可ノ場合ハ左記事項ヲ会社ニ於テ実施セシムベク様特ニ之配慮相仰度候

記

- 一、縣道（川辺広見線）及村道中低地ノ個所ハ湛水地域トナリ交通不能トナルベキニ依リ路面ノ嵩上げ又は路線ヲ附替ヲナスベキ事
- 二、現在宅地中会社ニ於テ買収セザル場所ト雖モ軒下近所迄湛水スベキ由ニ付キ暴風雨ノ際ハ怒濤襲来シ宅地地盤ノ決壊又ハ家屋ノ壁等剥落ノ慮レアリ故ニ堅牢ナル護岸工事及防波堤ヲ築造スル事
- 三、當大字地積狭少ニ付キ隣村和知村大字牧野地内ニ主トシテ耕農セリ此之兩地間ノ低地ハ湛水地トナリ交通不能又ハ不便トナルベキヲ以テ橋梁ノ架設及道路嵩上げ改修ヲナスベキ事
- 四、飛驒川中央ニ巨立スル巖上ニ佛堂アリ木曾義仲ノ創建係名利ニシテ本尊馬頭觀世音ヲ安置ス蚕虫及馬匹之守護佛トシテ古來信仰者尠カラズ平水時ニハ陸地続キヲ以テ之ニ達得巖上ヨリ飛驒川ノ急流ヲ瞰下シ又一方青柳橋ヨリ之ヲ望見スレバ其ノ風景佳絶故ニ岐阜縣下十名所ノ一ツトナリ之レガ為ニ日本（ライン）遊覧客ノ古井駅ノ降車者數ハ高山線各駅中第一位ニ之有リ殊ニ毎年二月賽日ニハ遠近ヨリ參詣者多キ故ニ前面川原

- ニハ露店商人及看覽物等數百人來集シ又鐵道當局ニ於テモ臨時列車ヲ運轉スルノ狀況ナルモ工事完了ノ上ハ境内地（巖石）ノ六割以上ハ水中ニ埋没シ風景減殺シ且交通不能トナリ又巖石ノ缺壞境内地樹木枯損ノ虞アリ及商人等ノ營業スベキ場所（即チ參詣人溜場所）ナキニ至ルベクヲ以テ左記各項ハ会社ニ於テ必ス実行スル事
- （イ）陸地ヨリ境内地ニ達スル為メ堅牢ニシテ佳麗ナル橋梁ヲ架設シ且之レ力維持費ハ永久会社ニ於テ負担スル事
- （ロ）橋梁架設ノ結果本堂前面ノ境内地狹隘トナルベキヲ以テ本堂及附屬建物ヲ比方ヘ數間移轉セシムル事
- （ハ）巖岩崩壞及樹木枯損防止工事ヲ施行スル事
- （ニ）商人等ノ營業スベキ（參詣人溜リ）代用地ヲ相當面積ヲ架設スベキ橋梁附近ニ設置スル事
- （ホ）前事項ヲ実行スルモ尚風景ヲ減殺スベキハ必然ニ付キ今後信徒ニ於テ種々設備補裝ヲ要スルニ依リ之力資金トシテ相當額ヲ提供スル事
- 五、觀音堂所在前面川原（現在川原ニ四番地反別一丁一反二十九步）ハ古來觀音堂ノ祭禮場及農家堆積肥料唯一ノ原料用川砂ノ採取地タリシヲ以テ明治維新改租ノ際當大字又ハ觀音堂所有トナスベキヲ誤テ官有地トナシタル為ニ河川法施行以來採取料ヲ納付シ採取シ居ルモ堰堤築造ニ於ケル変化ノ為ニ水中ニ没シ採取スル事能ハザルヲ以テ会社ニ於テ適當ナル土地ヲ求メ提供スル事
- 六、住民中地先川原ニ於テ轉石砂利ノ採取ヲ業トスルモノ多數アルモ該川原ハ湖底ト變シ失業者アルベキニヨリ救済方法ヲ講ズル事
- 七、飛驒川筋觀音堂附近ニ二個ノ淺瀬アリ古來ヨリ俗ニ張網ト称シ漁網ヲ張り切り初秋落點捕獲ノ業ヲナス者ガ十數名アリ何レモ此ノ網代ニ資産ノ大部分ヲ投シ居ル實況ナルモ工事完了後ハ右淺瀬深淵ト變シ該漁業ハ不能トナルノミナラズ漁網ハ他ニ使用ノ途ナク全然廢物同様トナルベキ

ヲ以テ之方救済ノ方法ヲ講スル事

八、當大字中ニ遊船數十隻有之リ堰堤完了スレバ一大湖水トナリ暴風ノ際

波高クナル故適當ノ船溜リ設置スル事

九、船業者ヨリハ別途陳情書提出シアル通ニ付キ失業資金給與スル事

右陳情仕候也

昭和拾一年一月廿日

岐阜縣加茂郡下米田村大字小山

渡邊平三郎 ㊟

(以下連名署名者一五九名 略)

内務大臣 後藤文雄 殿

史料2

歎願書

岐阜縣加茂郡八百津町筏業者一同

私共儀ハ祖先傳來ノ業務ヲ繼承シ遠ク三百年以前ヨリ木曾川水運ノ天惠ニ浴シ木材狩下ゲ筏組立乗下等ノ業務ニ従事シ秋ハ彼岸ヨリ春ハ彼岸迄川稼ヲ為スヲ以テ天職トシ代々生計ヲ支ヘ來タリシモ時勢ノ推移ハ私共ノ職業ニモ革命ノ時節到來シ十年以前ヨリ上流大井町地先ニ水電工事施設セラレ、ヤ其影響ハ遂ニ御料局錦織綱場ノ廢止トナリ官材狩下ニ従事シタル參百有余ノ同業者モ忽チ其職ヲ失ヒ示來大部分ノ同業者ハ夫々轉業シ現在ニ於テハ僅力ニ民材狩下ニ従事スル私共ノミト相成細々ナカラモ其日ノ烟ヲ立テツ、有之候得共今ヤ亦下流兼山町地先ニ大同電力株式会社ガ全古井町地先ニ愛岐水力電気株式会社ガ近ク水力電気工事ニ着手セラルル運ヒト相成居リ候趣就テハ私共ノ筏業ハ全ク絶滅ノ悲運ニ遭遇シ忽チ米塩ノ資料ヲ

得ルニ途ナリ何ト力更生ノ策ヲト日夜同業者間ニ於テ苦慮考究シツ、アリ

ト雖モ元ヨリ何等貯ヘモナク如何トモナス能ハサルノ悲惨ノ境遇ニ有之候願クバ右ノ情狀御洞察被下一時ノ御救済ヲ仰ギ以テ更生ノ途相立度候間私

共失業悲惨實狀ニ御同情御救助方御詮議相成度同業者一同連署ヲ以テ此段

奉歎願候也

昭和拾壹年四月二十八日

岐阜縣加茂郡八百津町筏業者 (可兒郡錦津村居候者モ含ム) 一同

加茂郡八百津町三二二六番地

赤塚源藤 ㊟

(以下連名署名者三十三名 略)

内務大臣 潮惠之輔 閣下

史料3

歎願書

愛岐水力株式会社企業ニ係ル今渡發電所 (岐阜縣可兒郡今渡町) 建設ニ依リ木曾川筋ニ堰堤築造セラル、時ハ我々祖先傳來木曾川ニ於テ舟乘業ヲ以テ生活ヲ營ム者ハ舟楫交通ニ一大支障ヲ來タシ加フルニ湛水ニ依リ河川生産物タル轉石及砂利ノ採取ハ不可能トナリ殊ニ多年宣伝ニ依リ漸ク近時其ノ名聲ヲ擧ケタル日本ライン下リノ旅客省線高山線古井驛ヨリ古井乘船場ニ於テ乘船スル數万ノ旅客ヲ失フニ至ルベキヲ憂慮シ愛岐水力株式会社ニ對シ一年有余ニ涉リ其救済策ヲ迫リ候結果会社ハ築造スベキ堰堤ニ舟楫交通ニ支障ナキインクラインノ設備ヲ施スベキ旨ヲ言明シ其ノ設計ヲ示シ決シテ業者ノ生活ヲ脅カスガ如キ事ナキヲ懇々説明セラレ候但「インクライン」ニテ旅客ヲ運搬スルトキ若シ一機械ニ故障ヲ生シ旅客ノ生命ニ脅威ヲ

與フルガ如キ事アリテハ遺憾ニ付キ堰堤ハ徒歩連絡ヲ為ス可キ事ヲ望マレタル付キ我々貧弱ナル業者ハ大資本ニ對抗スルノ力ナク又発電事業ノ公益事業ナルニ依リ遂ニ僅少ナル見舞金ヲ以テ発電工事ニ反對ヲ止メ妥協致シ申候然ルニ会社ハ我々業者ノ血涙ヲ飲ンテ会社ニ屈服スルヤ前ニ言明アルニ不係我々業者ト妥協ナル上ハ堰堤ニ於ケル舟楫航行上絶対的必要ナル設備タル「インクライン」ノ設備ヲ為ス必要ナシトノ理由ニテ該施設ヲ為サザル様設計ヲ變更シ許可申請ニ及ハントスル舉アルヲ聞キ我々業者ハ会社ノ無誠意ニ對シ再應抗議ヲ為スモ我々業者ノ力ナキヲ見縊リ妥協書ニ其ノ設置ヲ表示ナキヲ理由トシ暴言ヲ以テ對應セラル、ノ實状ニ有シ会社ノ横暴ニ對シ悲憤ノ涙禁セサル所ニ候

尚工事中ハ我々業者ト協議シテ舟楫ハ可成の支障ナカラシムル約ナルニ不抱未ダ本工事ノ許可指令ナキニ係ラス盛ニ爆薬ヲ用ヒ又河床ヲ堰キ換等勝手ナル事ヲ行ヒ危険表示ノ信號不完全ニテ安シテ舟楫ナスコトヲ得ス依テ殆ト失業状態ニ立至リ数百ノ家族ト共生活不安ハ刻々ト相迫リ如何ニ公益事業ト云ヘ会社ノ横暴ニ對シ痛恨ニ堪ヘサル所ニ有之候

幸ニ仁愛ナル閣下我々業者ノ窮状ニ御憫察ヲ垂レ給ヒ会社ハ如何ナル理由ヲ以テスルモ舟楫ニ絶対必要ナル施設ノ中止變更等(注)亦條請御許可相成ラサル様及工事中努メテ航行ニ支障ナキ様会社ニ御命令相仰度茲ニ謹テ及歎願候也

昭和十一年九月 日

岐阜縣加茂郡古井町 山田銀一 印

(以下連名署名者九十五名 略)

加茂郡下米田町小山 佐合富五郎 印

(以下連名署名者六十名 略)

内務大臣 潮惠之輔 殿

別表1 今渡発電所関係 美濃加茂市民ミュージアム所蔵歴史資料(旧古井町役場分)

資料番号	簿冊名	資料名	作成者等	年月日	内容・解説
H18452	昭和八年 古井町會議事録(古井町會議決事項等報告書)	1 議案第13号 不動産処分ノ件	古井町	昭和8年2月21日	(東邦電力に貸してあった事務所の売却)
		2 議案第35号 町有貸事務所建築ノ件	古井町	昭和8年7月1日	(新たに東邦電力に貸す事務所の建築について)
		3 議案第36号 町有不動産賃貸契約二関スル件	古井町	昭和8年7月1日	(古井町と東邦電力)
		4 議案第47号 予算外義務負担ノ件	古井町	昭和8年7月16日	(東邦電力太田出張所のための町有建物敷地を昭和18年まで借入)
H18455	昭和九年 古井町會議事録綴	1 議案第41号 水力発電工事業促進及全実行委員選任ノ件	古井町	昭和9年11月17日	発電工事業を支援するための促進実行委員選任の議案。古井町では、農村救済のため水力発電工事業を行う愛岐水力に利便を図り、工事が早く行われるよう、促進及び実行委員を選び、陳情書を提出するなど全面的に支援運動をすることとした。委員は渡辺伸吉、渡辺茂三郎、若宮松太郎、渡辺小平、渡辺金七、日比野半太郎の6名。
		2 陳情書(案)	古井町	昭和9年11月17日	発電工事業を支援するための陳情書(案)。愛岐水力の発電工事業に対して、町を挙げて協力援助することを示し、早急着工などを古井町長が東邦電力株式会社社長松永安左衛門と大同電力株式会社社長増田次郎の両社長に対して要望するもの。
H6152	昭和九年 古井町會議決事項等報告	1 水力発電工事業促進及全実行委員選任ノ件 [No.18455-1の議決報告]	古井町	昭和9年11月17日	
		2 陳情書 [No.18455-2の議決報告]	古井町	昭和9年11月17日	
H18458	昭和十年 古井町會議事録綴	1 議案第18号 不動産処分ノ件	古井町	昭和10年2月26日	愛岐水力発電所建設のための用地(町有地)売却の議案。発電所建設によって水没する古井町の町有地を売ることとした。
		2 議案第21号 部落有財産処分ノ件	古井町	昭和10年2月26日	愛岐水力発電所建設のための用地(川合組)売却の議案。発電所建設によって水没する古井町内の川合組の土地を売ることとした。
H18460	昭和十一年 愛岐水力株式会社関係係綴	1 用地交渉条件 [秘] 重要書類 の押印]	古井町	昭和10～12年頃	発電工事業にあたって、提供する用地の価格や建物の補償などさまざまな項目(1.用地、2.竹木、3.家屋建造物、4.土地代金支払い、5.聯合委員会)を書き出し、会社と交渉する準備を始めた。古井町役場内において交渉のために作成された書類。
		2 證書(委員会統合委任)	愛岐水力今渡発電所起工促進聯合委員会委員 尾関教一(ほか)	不詳(昭和11年か)	今渡発電所建設に対処するための委員会統合を承認する証書。今渡発電所建設に関しては古井町以外の上流の下来田でも起工促進と用地交渉するための委員会があったようである。それらの活動を一本化して処理を進めることを承認するもの。「愛岐水力今渡発電所起工促進聯合委員会」が新しく発足しさまざまな交渉にあたることになったと思われる。
		3 寄附申込書	愛岐水力株式会社今渡建設所常務取締役 粕谷哲策	昭和 11年 7月28日	発電所工事業によって湛水する道路の補償と修繕のために愛岐水力が古井町に対して寄附を申し入れたもの。
		4 證(事務所設置) [No.18460-10(案)]	愛岐水力株式会社今渡建設所常務取締役 粕谷哲策	昭和 11年 7月28日	古井町長に対して発電所工事業の事務所を堰堤付近に設置することの証書。発電所完成後、古井町の要望によって愛岐水力が事務所を設置することを示した証書。それによって愛岐水力は土地提供などのを懸案解決を望んでいる。他に残されている資料などから、結果的に事務所は建設されなかつたようである。

	5 證書(渡船場)	愛岐水力株式会社 今渡建設所常務取 締役 粕谷哲策	昭和 11年 7月28日	古井町長に対して発電所工事による渡船場の権利放棄に合意する証書。当時古井町は木曾川の渡船事業を行っており、発電所工事によって渡船に支障が出るため、愛岐水力が古井町に対して補償金を支払うなどとして問題が解決された。
	6 證書(道路補償及び寄附)	古井町長	昭和 11年 9月19日	発電所工事による道路補償等費用として古井町に対してする1800円の寄附に対する回答。
	7 契約書(水神社) [No.18462-3の議案カ]	愛岐水力株式会社 今渡建設所長 山東 兵蔵・古井町長・水 神社氏子代表	昭和 13年 11月28日	水神社の移転に関する契約書。愛岐水力・古井町・水神社三者による水神社の移転などに関する契約書。木曾川河畔にあった「水神社」が発電工事によって移転せざるを得なくなった。費用の負担など細かいことが契約書の中で定められている。
	8 契約書(児童の水泳場設置)	古井町長と愛岐水 力今渡建設所長 山 東兵蔵 古井町長	昭和 13年 11月22日	児童水泳場のための土地を借りる契約書。古井町児童の水泳場のために愛岐水力が所有する土地を古井町が借りる契約書。賃貸料金は年間1円80銭。場所は「宇古井下り」とある。
	9 書簡(控)	古井町長	昭和 16年 4月 1日	愛岐水力発電所竣工後に堰堤近くに事務所を設置する契約が実行されていないため、その実行を要望するもの。愛岐水力株式会社取締役社長小野猛に対するもの。
	10 證(事務所設置) [No.18460-4の案]	愛岐水力株式会社 今渡建設所常務取 締役 粕谷哲策	昭和 11年 7月28日	発電所工事の事務所を堰堤付近に設置することの証書の案を古井町が作成したと思われる。
	11 要望書控	古井町長	昭和 10年 1月30日	発電所工事にあたっての要望書(日比野町長)。発電所工事にあたり5項目(①事務所設置②灌漑用水の分水権③道路修繕費の寄附④渡船場の補償⑤ダム上の交通の許可)を要望する書類(日比野町長)です。町長の直筆だと思う。この書類が以後の愛岐水力との様々な交渉のものになっているようである。翌年昭和11年9月の内務省宛の古井町住民の陳情書でも堰堤上の徒歩通行を要望している。
H18461	昭和十二年 古井町 會議事録綴	古井町	昭和12年カ	愛岐水力会社寄附金から寄付金を受けるための予算案。古井町は愛岐水力会社から寄付金(金800円)を要けた。川台地区の道路改良に使うことになった。
H18462	昭和十三年 古井町 會議事録綴	古井町	昭和13年カ	追加更正予算。「株式会社間組・小学校費寄附金・500円」「愛岐水力会社契約二依り・雜入・1000円」
	2 議案第35号 寄附採納ノ件 金五百円也 株式会社間組日本ライオン 出張所 小川藏夫	古井町	昭和 13年 8月25日	古井町は発電所工事を請け負っている株式会社間組日本ライオン出張所から寄付金(金500円)を受け取った。古井町の小学校費用に充てることになった。
	3 契約書(水神社) [No.18460-7の議案カ]	古井町	昭和 13年 月 日	愛岐水力・古井町・水神社三者による水神社に関する契約書。移転費その他必要経費を負担することを定める。
	4 議案第42号 部落有財産処分ノ件	古井町	昭和 13年 12月 5日	水神社の遷水による移転に伴い、部落有財産を神社に寄付する議案。
	5 町会協議事項	古井町	昭和 13年 12月22日	愛岐水力株式会社二係り営業収益配分問題(交渉経過、対策)。
H12453	太田町報 水害(7月4、5日)見舞の報告	太田町	第56号(昭和13年8月1日号)	『太田町報』における水害見舞の報告。昭和13年7月4日と5日にかけて、東海地方を含めた各地は豪雨となり木曾川堤防が決壊するなど甚大な被害が出た。今渡発電所工事現場も大きな打撃を受けた。浸水被害の大きかった太田町に対して愛岐水力が今渡建設所、間組日本ライオン出張所は各500円を寄付し、百名分の炊き出しを行ったことが、広報紙である太田町報に紹介してある。
H898	大同電力から日本発 送電株式会社への承 継通知	大同電力	昭和14年 月 日	

別表2 今渡発電所関連 国立公文書館所蔵資料

(概ね 編年順)

No.	形態	発刊番号等	日付(起案日)	日付(発行日・施行日)	件名	差出(起案者)	宛先	内容など	(企画展において提示した資料のタイトルと解説)	整理番号	展示タイトル	参考 解説
1		八土第3186号		昭和8年9月21日	愛岐水力株式会社発起人出願木曾川(今渡水力)河水使用許可ノ稟同	岐阜県知事 宮脇海吉	内務大臣 里路山本 達雄	「標記ノ件ニ関シ別冊ノ通出願ニ付調査候處木曾川筋ニ於ケル大同電力株式会社既許可今渡水カノ一部ト飛騨川筋ニ於ケル東利電力株式会社既許可森山第二水カノ水利地點ヲ各々提供シ高川合流點下流ニ一發電所ヲ建設シ上流部ノ而合社経営ニ係ル各發電所ノ使用水量一應シ放水量ヲ自然流ニ還入スル逆調整ヲナシ以テ下流部ノ水利水運ニ対スル影響ヲナカラシメントスル次第ニテ…」		No.4416, 4417		
2	No.1に添付				命令書按(全25条を33条に加筆修正)	岐阜県知事	愛岐水力株式会社発起人・大同電力株式会社取締役増田次郎(ほか)			No.4418～4431		
3	No.1に添付				意見書		起業者 愛岐水力株式会社発起人			No.4432～4435		
4	No.1に添付		昭和8年5月30日		発電用木曾川河水使用(今渡発電所)許可申請書(表紙:発電水利使用許可申請書(木曾川今渡発電所)J)〔副本印〕	愛岐水力株式会社総発起人 藤代 大同電力株式会社取締役 増田次郎	岐阜県知事 宮脇海吉	第一 起業者ノ概要 1.起業者ノ住所、職業及氏名 2.起業者ノ目的 3.供給区域 4.取水河川名並取水口及放水口ノ位置 5.使用水量 6.有効落差ノ高力数等も水ノ使用期間 第二 水路工事(略) 第三 取水河川ノ水量測定(略) 第四 起業者ト治水其他公益事業トノ關係(略) 第五 既設又ハ現ニ計画中ノ灌漑其他既許可水利事業ニ及ボス影響並ニ之ニ対スル施設ノ大要 「堰堤上流流達水区域域内ニ小水車一ヶ所水ノ予定ニシテ之ニ対シテハ相当ノ面積ヲ以テ買収又ハ補償ヲナシ何等支障ナカラシムルモノ又放水口下流ニハ空岸ニ木津、宮田、佐屋ノ灌漑用水、名古屋市水運取入口、右岸ニ羽島用水等存在スル共前述ノ如ク堰堤上流ノ流水ヲ利用シ完全ニ自然流ニ還元スル上放水口ラツテ上流各發電所ノ使用水量調整ノ下流ニ及ボス影響ヲ除去セントスルモノナリハ是等ニ対シ何等ノ影響ヲ與ヘズ…」 2.舟渡ノ通航、流水、漁業ニ及ボス影響並ニ之ニ對シ何等ノ影響ヲ與ヘズ…」 「沿線陸上ノ交通機關ノ發達ニ伴ヒ舟運ノ漸減ノ外トモ尠少數ノ舟ノ運航アルヲ以テ運送差端ニ舟運ヲ取付タル「子リツツ」ヲ設置シ之ニ舟ヲ載セ給ヘテ上下セシムルモノ又、尙子リツツノオチ等ハ運送差端ニ於テ舟運自體ニ至リ流路路上ヲ以テモ不ズ 飛騨川筋流路ニ對シテハ湛水区域終端附近ニ河口口場ヲ設ケ之ヲ汽艇ヲ以テ曳航シ運送ニ至リ流路路上流入口ニ導クモノ又、流路路ノ通シテハ流路ノ深部ニ遊水トシテ安全ニ流下シ得ル設備トス 兼道ノ階段式トシテ取入口左端ニ上流口ヲ設テ通常ノ勾配ヲ以テ流下シ放水口直下流ノ深部ニ開口シ魚ノ遊上ニ便ナラシムルモノ又、其内巾ハ三米、内部ハ五石積トシ可及ノ自然河床ニ類似セシムル外遊上ノ途中魚ノ休息セシムルルヲ以テ適當ノ箇所ニハ魚溜ヲ設置ス、尚流道上流端ニハ自動調節装置ヲ設置シ上流水位ニ變化アルモノ一定ノ水深ヲ保チ常ニ一定ノ必要水量ヲ流下シ得ルコトナリ」 3.名勝旧蹟等ニ及ボス影響並ニ之ニ對スル施設ノ大要 「本計湖池地帯ハ局部的ニハ幾分風致ノ見ルヘキモノナリ雖モ概テチ格別ノ勝景ナク且ツ交通路モ不便ナルミナラズ急流箇所多クナリ舟遊ニモ通シサルガ為水陸共ニ觀覽スルコト能ハズ一假令人ヨリ至リ船ヲ以テ行クニシテ特ニ名勝舊蹟トシテナケルモノナリ、唯飛騨川筋小山山池赤河中ノ小山觀音ハ從來ニ米内外ノ出水ヲナシハ左岸ヨリ徒歩連絡可能ナルモ洪水時ニハ連絡不能ナリシガ本計画ニ於テハ該觀音ハ略々在来ノ洪水時迄運水サレルルルヲ以テ左岸小山部落ヨリ運長約八〇米幅員三米〇六種ノ橋梁ヲ架設シ四時參觀ノ便ヲ與フルミナラス小山觀音ノ四周水ヲ以テ拂らされ一層幽雅莊嚴ノ美ヲ添フルニ至ルヘシ」 4.取水口堰堤ノタガハ洪水時ニ於ケル水面ノ隆起ニ起因スル影響ノ程度並ニ之ニ對スル施設ノ大要 大同東利合同木曾川合流点逆調整発電工事業二関又ハ地質調査(平野地質工務所)		No.4436～4464	発電用木曾川河水使用(今渡発電所)許可申請書	今渡発電所建設は、木曾川の河水を使用したという愛岐水方のこの申請書から始まった。ここには、計画の詳細が記されている。
5		河第1697号		昭和8年5月27日	木曾川筋発電水利二関	愛知県知事	岐阜県知事	大同電力株式会社ニ於テ木曾川、飛騨川合流點下流部ニ逆調整発電所建設ノ予定ヲ趣ニ付之ガ手續既済ニ候ハス至急御協議相成度又未済ニ候ハスバ出願者ノタル際ハ許否決定前御協議相成候様致度向分ノ急急速御回報相煩度」		No.4394		

6	八土第 6285号		昭和8 年10月 25日	木曾川筋二 電水利三閘 スル件	岐阜県知 事	愛知県知 事		No.4395		
7	河第 1697号		昭和8 年11月 7日	木曾川筋二 逆調整発電 所建設二閘 スル件	愛知県知 事	内務省土 木局長		No.4415		
8	稟議書 号 土129	昭和8年 11月18日	昭和8 年12月 14日	木曾川(今渡 水力)河川使 用許可ノ件 異同			[起案者:内務省第1技術課] ノモ地圖あり(愛岐水力、森山第二……)	No.4389~ 4390		
9	稟議書 -	昭和9年 8月7日	昭和9 年8月 8日	木曾川(今渡 水力)河川使 用二閘スル 件			[起案者:内務省第1技術課] 「岐阜県知事意見ノ通り速ニ之ヲ許可シ…」	No.4392		
10	八土第 3186号		昭和9 年7月 10日	木曾川(今渡 水力)河川使 用二閘スル 件	岐阜県知 事	内務省土 木局長		No.4393		
11	工第 402号		昭和9 年5月 30日	木曾川(今渡 水力)河川使 用許可二閘 スル件	内務省名 古屋土木 出張所長 金古九次	内務省土 木局長 唐澤俊樹		No.4396		
12			昭和9 年5月 19日	木曾川(今渡 水力)河川使 用許可二閘 スル件	岐阜県知 事	内務省土 木局長	・灌漑用水、上水道地点調査 ・流況状況調査 ・漁獲の種類、漁獲高、漁業者数調査	No.4397~ 4398		
13	No.12に 添付			[灌漑用水、 上水道地点 調査]				No.4399		
14	No.12に 添付			[流況状況調 査]			昭和5年から昭和8年	No.4400~ 4401		
15	No.12に 添付			[魚族の種 類、漁獲高、 漁業者数調 査]			昭和5年から昭和7年(木曾川、飛騨川)	No.4402		
16	河第 1197号		昭和9 年5月 8日	木曾川筋二 逆調整発電 所建設二閘 スル件	愛知県知 事 三邊長 治	内務省土 木局長	昭和9年11月7日附河第1697号ニ于申進 「管内利害関係甚重ナル名古屋市及宮田、木津、佐藤川ノ各用水普通水利組合ヨリ…申越候…之等ノ意見ニ付何分ノ 御高配相成度、…」	No.4403	今渡発電所 (逆調整発 電所)建設 に伴フ意見 書	愛岐水力による今渡発電 所の河川使用の申請に 対して、愛知県や関係団 体に求められた意見や要 望事項を取りまとめた回 答。利害関係が特に大き い用水について国に対し ての配慮を求めている。

17	収水第 436号ノ 1		昭和9 年1月 27日	本曹川筋二 逆調整発電 所建設三関 スル件回答	名古屋市 長 大岩勇 木部長	愛知県土 木部長	昭和8年12月15日附河第1697号ニテ照会ノ回答 「…水運収水上二重大ナリ影響ヲ来ス…」	No.4406			
18	発第22 号		昭和9 年3月 22日	本曹川筋二 逆調整発電 所建設三関 スル件	本津用水 普通水利 組合管理	愛知県土 木部長 川越篤	昭和8年12月15日附河第1697号ニテ照会ノ回答 「…本発電所建設二起因シ灌漑ニ支障ヲ来シ…」	No.4411～ 4412			
19	発第22 号		昭和9 年3月 23日	本曹川筋二 逆調整発電 所建設三関 スル件	本津用水 普通水利 組合管理	愛知県土 木部長 川越篤	昭和8年12月15日附河第1697号ニテ照会ノ回答 「…本発電所建設二起因シ灌漑ニ支障ヲ来シ…」	No.4405			
20	発第 677号		昭和9 年4月 10日	本曹川筋逆 調整発電所 建設三関又 ル件	宮田用水 普通水利 組合	愛知県土 木部長	昭和8年12月15日附河第1697号ニテ照会ノ回答 「大井ダムノ為ニ予想セラルシ影響ヲ受ケ三百年既得ノ権利ヲ侵害セラシ生活ノ安定ヲ脅カサレツツ四十万農民ヲ保 護…」 「…組合ノ灌漑ニ支障ヲ與ヘサル度合ノ流量ヲ常ニ絶ヘン間斷ナク放流スルコト…」	No.4407～ 4410	今渡発電所 (逆調整発 電所)建設 に伴フ宮田 用水組合ハ董 長を 用い て の 意 見 書	豊成水カによる今渡発電 所の河川使用の申請に 対して、愛知県を通じて 宮田用水組合は董長を 求められた。それに対し る回答。	
21	佐第74 号		昭和9 年4月 26日	本曹川筋二 逆調整発電 所建設三関 スル件回答	佐屋川用 水普通水 利組合管 理長	川越愛知 県土木部 長	昭和8年12月15日附河第1697号ニテ照会ノ回答 「…未流ニ於ケル用水灌漑ニ支障ナク水位を流下シ…」	No.4404			
22	稟議書 号	8水12	昭和9年 1月8日	照会案 本曹 川(今渡水 利用)河川使 用許可三関又 ル件	(内務省)土 木局長	岐阜県知 事	〔起案者：内務省河川課〕 ・灌漑用水、上水道地点調査 ・流材状況調査 ・魚族の種類、漁獲高、漁業者数調査	No.4413～ 4414			
23	八士第 3186号		昭和9 年8月 22日	本曹川(今渡 水カ)河川使 用三関スル 件	岐阜県知 事	内務省土 木局長	〔至急御認可相成候御取付…〕	No.4391		今渡発電所 の水利使用 認可の起案 文書	岐阜県からの問い合わせ け、国(内務省)としての 認可を岐阜県知事に出す 起案文書。
24	稟議書	収士第 129号	昭和9年 8月30日	指会案 本曹 川筋(今渡水 カ)発電用水 利用許可又 ル件	内務大臣	岐阜県知 事	〔起案者：内務省河川課〕 「昭和八年九月二十一日八士第三一八六号稟向本曹川筋(今渡水カ)発電用水利用許可ノ件認可ス」	No.4373		今渡発電所 の水利使用 認可の起案 文書	その詳細については、岐 阜県知事のほか、愛知県 知事にも指示を付けて 指示しようとしている。
				同連議案 本曹川筋(今 渡水カ)発電 用水利用二 関スル件 依命通牒	土木局長	岐阜県知 事 愛知県知 事	〔24上ニ依り〕 通牒案(土木局長から岐阜県知事宛て) 「…逆調整ヲ為シ下流灌漑、水運等ノ水利ニ影響ヲ与ラシムル緊要ノ事業タルヲ以テ速ニ工事ニ着手スル様…」「追テ指 令、命令書、通牒等全文書添付…」「同時ニ消滅スルニ至ル程電力株式会社既許可森山第二地点ノ失効ノ件…」 通牒案(土木局長から愛知県知事宛て)「…逆調整ヲ開始スル以前テ可動運ノ操作ニ関シ改メテ貴官ノご意見を承知致 度…」」	No.4374～ 4380	今渡発電所 の水利使用 認可の起案 文書		

25	No.241ニ添付				〔愛岐水力株式会社発起人今渡発電所出願内務省整理簿〕		出願：昭和8年5月30日 願書受理：同 八土第3186号 稟向：昭和8年9月21日 八土第3186号 本省受付：昭和8年9月27日 岐士第129	No. 4381, 4382			
26	No.241ニ添付				〔木曾川発電用河水使用許可件〕 〔今渡発電所出願概要〕		出願：昭和8年5月30日 願書受理：同 八土第3186号 （附帯設備若ハ計画） 魚道：遊降魚類 魚梯ヲ堰堤外ニ設置 流木：流水路を堰堤ニ設置 舟楫：舟楫路ヲ堰堤ニ設置 （稟向事由 備考欄） 〔本発電計画〕ハ木曾川筋及飛騨川筋ニ於ケル発電用水利使用事業ト相俟テ水力ノ充分ナル利用ヲ図リ共ニ河川流量ヲ自然流量ニ調整シテ下流ニ於ケル水利關係ヲ良好ナリトシムル目的ヲ以テ向川ニ共通ナル遊降発電電所ヲ建設セムトスルモノナリ。而テ該調整池設置ノ為メ大同電力株式会社今渡水路ノ一部、東利電力株式会社森山第二水力（既許可）ノ水利地点ヲ大同東利両者が愛岐水力株式会社発起人ニ提供スルモノナリ。 （知事稟呈） 〔飛騨川筋ニ於テ木曾川合流点上流約九〇〇米ノ地点ニ小山漢音アリ堰堤築造後ハ難シ島トナルヲ以テ橋梁ヲ架設セントスルモノナリ…〕		No.4383～4386		
27	No.241ニ添付				〔大同電力株式会社今渡発電所出願内務省整理簿〕 〔一部提供〕 のメモあり		出願：大正6年12月18日 願書受理：大正6年12月20日同 土第8760号 稟向：大正8年9月8日 土第8760号	No.4387			
28		九局第3739号	昭和9年10月30日		木曾川筋ニ於ケル魚族保護ノ件	農林省水産局長	「…右ハ木曾川筋漁業上著シキ影響アルモノト…」	No.4372			
29		八土第3186号	昭和10年4月26日		木曾川筋（今渡水力）発電用水利使用許可ノ件報告	岐阜県知事 坂間棟	「吾年10月2日内務省ハ岐士第129号ヲ以テ御認可成候ニ付本日別紙写ノ通許可…」	No.4357			
30			昭和10年4月26日		木曾川筋（今渡水力）発電用水利使用許可又	岐阜県知事 坂間棟	「昭和八年五月三十日申請木曾川（今渡水力）発電用水利使用ノ件別紙命令書ヲ附シ許可又」	No.4358		今渡発電所 の水利使用 許可の報告 （控）	昭和8年5月30日付にて、 愛岐水力から出された今 渡発電所の水利使用申 請に対する許可書。この 申請を受け、工事実施の 申請に移る。
31			昭和10年4月26日		命令書	岐阜県知事 坂間棟		No.4359～4368			

32	八土第 3186号	昭和10年 4月26日	木曾川筋(今) 渡水力発電 用水利使用 二開スル件 通達	岐阜県知 事	愛岐水力 株式会社 发起人、大 同電力株 式会社取 締役社長 増田次郎 外六名	昭和八年五月三十日申請ニ依リ構成ノ件本日別送指令依處右八流木曾川及飛騨川筋ニ於ケル既設発電所ノ水量調整 作用ニ対シ逆調整ヲ為シテ下流灌漑、水運等ノ水利ニ影響ヲカサシムル緊要ノ事業ナルニ付速ニ工事ニ着手スル様御配慮相 成度・・・」	Nw4369	今渡発電所 ノ水利使用 渡発電所ハ特 許可ノ報告 命後早速ニ着手スルよう 求められている。	上流のダムに比べて変動 する放流量を常に均等に 流す「逆調整」の機能を今 渡発電所は持つため、指 令後早速に着手するよう 求めている。
33	岐阜県 蓬萊 281号	昭和10年 4月26日	発電用水利 使用ノ内森 山第二水力 ノ許可ハ之ヲ 取消ス	東部電力 株式会社	岐阜県知 事 坂間 操治	昭和五年一月十八日附本県指令十三第491-1、491-2、491-3号ヲ以テ許可シタル飛騨川筋(下麻生、森山第一、森山第二 水力)発電用水利使用ノ内森山第二水力ノ許可ハ之ヲ取消ス」	Nw4370		
34	八土第 3186号	昭和10年 4月26日	木曾川筋(今) 渡水力発電 用水利使用 二開スル件	岐阜県知 事	内務省土 木局長	「電気事業経営許可申請ノ申請ハ昭和九年十一月十九日附ニテ・・・」	Nw4371		
35		昭和10年 10月22日	木曾川筋河 川使用(今渡 発電所)土木 工事実施認 可申請書	愛岐水力 株式会社 代表取締役 松門 永安左工門	岐阜県知 事 坂 千	昭和十年四月廿六日附岐阜県指令八土第三一八六號ヲ以テ水利使用ノ御裁許ヲ相受ケ候今渡発電所今般土木工事実施 仕リ度候間ハ卒特別御登議ヲ以テ至急御認可被下度関係調書相添此段及申請候也」	Nw4321～ 4321	今渡発電所 事ノ認可を得るために出 された申請書。申請をう けられた岐阜県は国(内務 省)に対して同じを立 、協議を進めていく。	発電用水利使用の許可 (昭和10年4月26日)が下 りたため、実際に工 事の認可を得るために出 された申請書。申請をう けられた岐阜県は国(内務 省)に対して同じを立 、協議を進めていく。
36	稟議書 10号	昭和11年 3月12日 昭和11年 3月20日	回送案 愛岐 水力株式会社 社奉電所建 設ニ依リ損 害補償及其 ノ他救済方 法陳情ノ件 (陳情者 岐 星東加茂郡 下米田町大 字小山 渡辺 平三郎外百 五十九名)	土木局長	岐阜県知 事	【起案者：内務省河川課】 「愛岐水力株式会社奉電所建設ニ依リ損害補償及其ノ他救済方陳情ノ件 標記ノ件ニ付別紙ノ通陳情有之候條之ニ開スル貴官ノ御意見承知致度 理由 本件陳情者居住ノ大字八土地狭少ニシテ住民ノ多クハ漁業、舟筏業ヲ専ニシ、其ノ他農家ト雖木曾川、飛騨川ノ恵澤ニ依リ 生活シツルニ在リ、右般右面川各流点下流ニ建設セラレタル愛岐水力株式会社奉電所完成ノ既ハ住民一同ノ蒙リ損害甚 カラサルヲ以テ右損害ニ付之ヲ補償セシムル其ノ他適當ノ救済方法ヲ講セシムラシムルヲ以テ右ハ岐阜縣知事ヲ シテ適當措置セシムルコトヲ致度 陳情者 岐阜東加茂郡下米田町大字小山 渡辺平三郎外百五十九名」	Nw4304～ 4306	陳情書を受 けて対応策 を検討する 文書	陳情書を受けた内務省 は、住民の損害に大きい と考え、岐阜県に対して 補償や救済方法を考ふる ように指示した。この3月 後、岐阜県は意見を提出 しています。結果的に小 山親善参詣船ができた。
37	No.361ニ 添付 5255号	昭和11年 8月3日	愛岐水力株 式会社奉電 所建設ニ依 リ損害補償 及其他救済 方陳情ノ件	岐阜県知 事	内務省土 木局長	「三月二十日百第八七號ヲ以テ御照会相成候標記ノ件七月十八日付十土第五二五五號ヲ以テ意見及御申候處右二開スル 陳情書添付標記ニ付別紙及送付候條可添御取付相煩度」	Nw4307		

43	河第 1697号	昭和11年 7月1日		木曾川筋(今 渡水力)水利 使用二開入 ル件	愛知県知 事 篠原英 太	内務省土 木局長 岡田文秀		No.4252~ 4254		
44	河第 1697号	昭和11年 7月1日		木曾川筋(今 渡水力)発電 用水利使用 二開入ル件	愛知県知 事 篠原英 太郎	岐阜県知 事 坂千 秋		No.4301~ 4303		
45	稟議書 5255号	昭和11年 7月18日		木曾川発電 用水利使用 工事実施認 可ノ件(申請 者 愛岐水力 株式会社)			[起案者:内務省河川課]	No.4279~ 4280		
46	十土第 5255号	昭和11年 7月18日		木曾川発電 用水利使用 二開入ル件 二標記ノ件ニ付 本日別途稟 伺候處	岐阜県知 事	内務省土 木局長		No.4281~ 4282		
47	十土第 5255号	昭和11年 7月18日		木曾川発電 用水利使用 工事実施認 可ノ件 稟伺 (命令書案添 付)	岐阜県知 事 坂千秋	内務大臣 潮恵之輔		No.4283		
48	No.47に 添付			命令書案(全 36案)	岐阜県知 事 坂千秋	愛岐水力 株式会社		No.4284~ 4300		
49	稟議書 94号	昭和11年 9月22日	昭和11年 9月30日	回覧 木曾川 筋愛岐堰堤 築造ニ伴フ 舟楫交通設 備二開入ル 陳情 陳情 者 岐阜縣加 茂郡古井町 渡辺多賀次 郎外百五十 六名			[起案者:内務省河川課] 「要旨 愛岐水力電気株式会社起業愛岐堰堤築造ニ關シ当初舟楫交通ノ設備ハ「インクラン」ノ施設ヲ為スコトニテ但右施設ニテ 旅客ヲ運搬スルトキ若シ機械ニ故障ヲ生シ旅客ノ生命ニ脅威ヲ與ルルカ如キ事ハ遺憾ニ付(以下略) 処理意見 本件工事実施認可申請ハ目下技術課ニ於テ審議中ニ付併テ審議スルコトヲ致度」	No.4234~ 4236	教諭書を受 けての回覧 文書	教諭書を受け内務省と しては、現在進められて いる工事実施の認可審議 の中での検討するとしてい る。
50	49に添 付	昭和11年 9月 日	昭和11年 9月 日	教諭書	古井町山 田銀一以 下 96名 下米田村 小山 佐合 雷五郎以 下61名 157名	内務大臣 潮恵之輔	「教諭書」 【*内容は本文中に記載】	No.4237~ 4249	古井町と下 米田村157 名の教諭書	舟業業を営む人たちに とつては、発電所による堰 堤が造られることは死活 問題であつた。 転石や砂利の採取ができ なくなること、名所をあげ ている日本ライントワリの 旅客を失ふこと、などを訴 え、船の通行ができるイン クランや堰堤上の徒歩 通行などを要求した。

51	49に添付		(切手剥 差のため 消印不 明)	書留封筒		「東京市麹町区永田町 内務大臣潮惠之輔殿」 「岐阜県加茂郡古井町 渡辺多賀次郎」	No.4250～ 4251	封筒	
52		昭和11年 9月7日	昭和11年 9月30日	本曾川発電 用水利使用 工事実施認 可ノ件		「起案者:内務省第一技術課」 「流筏路ヲ除キ支障ナシ、但シ左記ノ条件ヲ附ス」	No.4274～ 4278		岐阜県からの問い合わせ 「国(内務省)としての 認可を岐阜県知事に出す 起案文書で9.「だん魚通 と筏を流す方法について は、これとは別に決めるこ ととした。その詳細につい ては、岐阜県知事の注 か、愛知県知事と名古屋 土木出張所長にも指図書 を付けて指示しようとして いる。」
53	稟議書 66号	昭和11年 10月9日	昭和11年 10月19日	愛岐 指令案 愛岐 水力電気株 式会社本曾 川発電用水 利使用工事 件 (魚道 及流筏路除 キ認可)	内務大臣	岐阜県知 事	No.4263～ 4273	今渡発電所 の工事実施 認可の起案 文書	
				同 通牒案 (流筏路ヲ除 キ認可)	土木局長	岐阜県知 事	No.4263～ 4273		
				同 通牒案 (流筏路ヲ除 キ認可)	土木局長	名古屋土 木出張所 長	No.4263～ 4273		
				同 通牒案 (流筏路ヲ除 キ認可)	土木局長	愛知県知 事	No.4263～ 4273		
54			昭和11年 11月9日	本曾川発電 用水利使用 工事実施認 可ノ件報告	岐阜県知 事 坂千秋	内務大臣 潮惠之輔	No.4213		「標記ノ件ニ関シ本年十月十九日内務省岐阜第六号ヲ以テ御認可相成候ニ付本日別紙写ノ通認可致候條及報告候」
55	No.54に 添付		昭和11年 11月9日	本曾川発電 用水利使用 工事実施ノ 件別紙命令 書ヲ附シ認 可ス(写)	岐阜県知 事 坂千秋	愛岐水力 株式会社	No.4214	今渡発電所 の工事実施 の認可書	昭和10年10月22日付け で申請された発電所工事 を認可する書類。
56	No.54に 添付		昭和11年 11月9日	命令書	岐阜県知 事 坂千秋	愛岐水力 株式会社	No.4215～ 4233	今渡発電所 の工事実施 の認可書に 伴フ命令書	工事認可にあたり、使用 水量や成流量、可動運操 作規程を別に定めるこ 「今般右ノ者ニ対シ本曾川今渡水力ノ使用及水路開鑿並其ノ附属物ノ施設許可及工事実施設計ヲ認可スル」ニ付本命令 書ヲ下附ス(以下略)」(全38条)
57			昭和11年 11月17日	本曾川発電 用水利使用 工事着手ノ 件(愛岐水力 株式会社届 出)報告	岐阜県知 事 坂千秋	内務大臣 潮惠之輔	No.4212		「本年十一月九日十土第五二五五号ヲ以テ工事実施認可ノ旨報告致候標記工事十一月十日ヨリ着手ノ旨届出候條及報告 候」

58	稟議書 十士第 5255号	昭和12年 3月3日		本曾川筋(今渡)発電所)発電用河水使用工事一部設計変更ノ件			〔起案者:内務省河川課〕 「標記ノ件口ノ認可條件ニ基キ堰柱断面並ニ其他ノ変更ヲ為サントスルモ、ニ有之(以下略)」	No.4211		
59	稟議書 号 收土30	昭和12年 4月6日	昭和12年 7月10日	本曾川筋(今渡)発電所)発電用河水使用工事一部設計変更ノ件			〔起案者:内務省第一技術課〕 「支障ナシ、但シ堰堤基礎岩盤ニ対シ实地検査ノ結果(以下略)」	No.4209~ 4210		
60	稟議書 号 收土54	昭和12年 5月31日		本曾川(今渡)発電所)発電用(取水堰堤)附属舟筏路並魚道)工事実施ノ件(申請者:愛岐水力電気株式会社)			〔起案者:内務省河川課〕 「□ニ工事実施認可標舟筏路並魚道ヲ除キタルヲ以テ今回ノカ工事ヲ実施セントスルモ、ニ有之(以下略)」	No.4478~ 4479		
61	十士第 5255号		昭和12年 5月31日	本曾川(今渡)発電所)発電用取水口堰堤附属舟筏路並魚道)工事実施認可ノ件(稟向)	岐阜県知事 宮野省三	内務大臣 河原田稼吉		No.4485		
62	十士第 5255号 (添付)		昭和12年 1月28日	委任状	愛岐水力株式会社 取締役社長 増田次郎			No.4486		
63	十士第 5255号 (添付)		昭和12年 1月28日	流筏路並魚道施設認可申請書	愛岐水力株式会社 取締役社長 増田次郎	岐阜県知事 坂千		No.4487~ 4495		
64	稟議書 号 收土54	昭和12年 6月8日	昭和12年 8月5日	本曾川(今渡)発電所)発電用(取水堰堤)附属舟筏路並魚道)工事実施認可ノ件			〔起案者:内務省河川課〕 1.魚道ニ付キ 2.舟筏路ノ基礎 3.舟運用軌道	No.4474~ 4477		
65	稟議書 号 收土第 30号	昭和12年 7月21日	昭和12年 7月31日	指令案 愛岐水力株式会社(今渡)発電用河水使用工事一部設計変更ノ件	内務大臣	岐阜県知事	〔起案者:内務省河川課〕	No.4206~ 4208		
66				同 通牒案	土木局長	岐阜県知事	〔起案者:内務省河川課〕	No.4206~ 4208		

67	稟議書 収第54号	昭和12年 9月17日	昭和12年 10月6日	指令案(愛岐 水力電気株 式会社木曾 川(今渡発電 所)発電用水 利使用工事 (運堤附属舟 筏路並二魚 道)実施/ 件)	内務大臣	岐阜県知 事	【起案者:内務省河川課】 ②1.魚道二付舟 2.舟筏路/基礎 3.舟道用軌道 ③木曾川筋二於テル魚族保護ノ件	No.4465~ 4466		
				同 通謀案 (愛岐水力電 気株式会社 木曾川(今渡 発電所)発電 用水利使用 工事(堰堤附 属舟筏路並 二魚道)実施 ノ件)	土木局長	岐阜県知 事	【67レ一休】	No.4466~ 4471		
				同 照会案 (愛岐水力電 気株式会社 木曾川(今渡 発電所)発電 用水利使用 工事(堰堤附 属舟筏路並 二魚道)実施 ノ件)	土木局長	農林省水 産局長	【67レ一休】	No.4471~ 4473		
68		昭和12年 7月17日	昭和12年 7月17日	今渡発電所 魚道設計委 更案	(作成者)土 木局 農林技師 梶玉誠 内務技師 内村三郎 内務技師 水谷繼		1.位置 左岸二設クルコト (中略) 13.魚止設備	No.4480~ 4484		
69		昭和13年 10月7日 以降		【仮堰堤、仮 通水関係書 類】 (略)				No.4590~ 4609		
70		昭和13年 4月25日	昭和13年 4月25日	陳情書	加茂郡八 百津町川 事業関係 代表者(8 名)	内務大臣 末次信正		No.4610~ 4613 4616		
71		昭和13年 4月25日	昭和13年 4月25日	請願書	加茂郡八 百津町住 民	内務大臣 末次信正		No. 4614,4615, 4617~ 4633		

72				昭和13年 5月 8日	陳情書	加茂郡八 百津町木 曾川川事 業関係代 表者(8名)	内務大臣 末次信正				No.4634 ~ 4640		
73				昭和13年 4月 12 日以降	〔仮堰堤、仮 通水関係、変 更計画書類〕 (略)						No.4641 ~ 4646		
74				昭和14年 1月 26 日以降	〔仮堰堤、仮 通水関係書 類〕 (略)						No.4529 ~ 4542		
75					工事竣工説 明書				… 「下流笠路並二舟運路」「魚道」「浸水区域道路橋梁」 堰堤築造後ノ浸水区域内加茂郡下米田村地内道路橋梁ニ対シテ次ノ処置ヲ構セリ (4)小山観音橋梁 ……(口)道路其他 …… ・逆調整池ノ容量及其ノ使用方法		No.4543 ~ 4573		
76				昭和14年 1月 28 日以降	〔仮堰堤、仮 通水関係書 類〕 (略)						No.4574 ~ 4577		
77				昭和14年 3月 24 日以降	〔堰堤操作、 仮堰堤、仮通 水関係書類〕 (略)						No.4650 ~ 4728		
78				昭和15年 4月 18 日以降	〔堰堤操作、 仮堰堤、仮通 水関係書類〕 (略)						No.4650 ~ 4687		
79					今渡堰堤操 作規程	豊岐水力 株式会社					No.4688 ~ 4699		
80				昭和16年 5月 31 日以降	〔仮堰堤、仮 通水関係書 類〕 (略)						No.4496 ~ 4521		

今渡発電所建設をめぐる経緯

和暦	西暦	月日	内容	出典、資料番号 (No.は資料リストの整理番号、Hは市民ミュージアム歴史資料番号)
大正13	1924	8月16日	大井ダム完成し、貯水始める。下流の既得農業用水利との間に紛争始まる。	『木曾三川流域史』p610
昭和2	1927	2月	太田橋が開通する。この年、青柳橋がアーチ型鉄橋に架け替えされる。	
		2月25日	東邦電力により飛騨川水系森山第1発電所(川辺町・西栃井)の水利利用申請が提出される。のち川辺発電所と改称され、昭和12年に完成する。	『飛騨川水力開発史』p51～59
		2月28日	東邦電力により飛騨川水系森山第2発電所(古井町・下古井箱井)の水利利用申請が提出される。のち、昭和5年に許可されるが、その水利権を提供し、大同電力が計画していた木曾川水系今渡第2発電所とともに今渡発電所建設に至る。	『飛騨川水力開発史』p51～59
昭和3	1928	10月1日	太多線が美濃太田まで開通する。	
昭和8	1933	2月8日	宮田用水組合、木津用水組合が連名で木曾飛騨川合流地点に逆調整発電所を実現するように、内務大臣及び愛知岐阜県知事に陳情する。	『宮田用水史(下巻)』p132、『木曾三川流域史』p611
		5月	大同電力と東邦電力が両社折半出資し、今渡に逆調整発電所を建設するために別会社を設立することで合意し契約締結する。	『大同電力株式会社沿革史』p374
		5月30日	愛岐水力株式会社(発起人)から岐阜県に対して今渡発電所に関わる木曾川「水利使用」申請が出される。	No.4436
昭和9	1934	4月10日	宮田用水組合より愛知県土木部長あてに今渡発電所に関しての意見書を提出する。	No.4407
		11月17日	発電所工事を支援するための促進実行委員が選任される。(古井町議会)	H18455-1
		11月17日	発電所工事を支援するための陳情書が出される。(古井町議会)	H18455-2
昭和10	1935	2月26日	古井町が愛岐水力発電所建設の用地売却を議決する。(古井町議会)	H18458-1
		4月26日	岐阜県から愛岐水力株式会社(発起人)へ今渡発電所に関わる木曾川「水利使用」の許可が出される。(昭和9年9月20日、内務大臣から岐阜県知事に対して認可指令)	No.4358 (No.4373)
		7月20日	愛岐水力が創立総会が開催される。	『大同電力株式会社沿革史』p375、『飛騨川水力開発史』p61
		9月	建設予定地の関係者に説明会が開催される。	『川合いにしえのあゆみ』p59
		10月22日	愛岐水力から「土工事実施」の申請書が出される。	No.4321
昭和11	1936	1月20日	下米田村小山の住民159名から内務省に対して陳情書が出される。(消印 2月13日)	No.4308
		3月19日	1月20日提出の小山住民の陳情書に関して、内務省から岐阜県知事に対して対応策指示。	No.4304
		5月11日	八百津町筏乗業者31名から内務大臣に対して嘆願書が出される。	No.4257
		6月1日	工事着工。15日に起工式行われる。	『飛騨川水力開発史』p213、『可茂地域にある木曾川水力の歴史』p51
		7月28日	発電所工事による渡船場に関する証書、発電所工事事務所設置の証書を古井町から愛岐水力へ提出。水神社移転に関する契約締結(古井町議会)。	H18460
		9月	古井町と下米田村の住民157名から内務大臣に対して嘆願書が出される。	No.4237
		11月9日	岐阜県から愛岐水力株式会社へ今渡発電所に関わる木曾川「土工事実施」の許可が出される。(昭和11年10月19日、内務大臣から岐阜県知事に対して認可指令)	No.4214 (No.4263)
昭和12	1937	3月	洪水により建設工事中の諸設備のほとんどが被害をうける。	『可茂地域にある木曾川水力の歴史』p52、『川合いにしえのあゆみ』p60
		3月	古井町は愛岐水力から800円の寄付を受け、道路改良のために執行する。(古井町議会)	H18461
		5月	仮締め切り工事完成する。	『可茂地域にある木曾川水力の歴史』p52、『写真集美濃加茂』p85
昭和13	1938	7月5日	洪水により工事が大きな被害をうける。浸水被害の大きかった太田町に対して、愛岐水力と間組は各500円を寄付する。	『可茂地域にある木曾川水力の歴史』p52、H12453(太田町報)
		8月25日	古井町は発電所工事を請け負っている間組から500円の寄付を受け、古井小学校のために執行する。(古井町議会)	H18462-2
		11月22日	発電所工事に伴う児童水泳場の設置に関する契約を締結する。	H18460-8
昭和14	1939	3月27日	今渡発電所竣工。しかしながら、河川流量について下流関係者との合意がとれず、暫定的運用であった。以後関係者対立し交渉が続けられる。	『飛騨川水力開発史』p213、『木曾三川流域史』p612
		4月	大同電力株式会社は日本発送電株式会社に合併され、今渡発電所は日本発送電と東邦電力との共同出資に変わる。	『飛騨川水力開発史』p63
昭和17	1942	5月4日	宮田用水組合が「木曾川筋今渡堰堤操作規定二関スル件」を了承し、正式運用開始。	『宮田用水史(下巻)』p177、『木曾三川流域史』p616
昭和26	1951		今渡発電所が関西電力の管理となる。	